

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

2020年3月19日

経理責任者
独立行政法人地域医療機能推進機構
埼玉メディカルセンター
院長 吉田 武史

◎調達機関番号 903 ◎所在地番号 11

1 競争に付する事項

(1) 品目分類番号 4

(2) 調達件名及び数量

2020年度 医薬品等単価契約

(3) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(4) 履行期間

2020年7月1日から2021年6月30日

(5) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター 内の指定する場所

(6) 入札方法

- ① 入札者が提出する入札書は、調達件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費、引継ぎ等、履行に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。
- ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

一 契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

32条第1項各号に掲げる者

(2) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由なく契約を履行しなかった者

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

八 前各号に類する行為を行なった者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品販売」のうち医薬品・医療用品において、A、B、C、Dの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

(5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

① 厚生年金保険

② 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

③ 船員保険

④ 国民年金

⑤ 労働者災害補償保険

⑥ 雇用保険

(注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

(6) 旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。

(7) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないものであること。（地域医療機能推進機構HP、情報公開、JCHO規程参照）

(8) 薬事法に基づいて医薬品の一般販売業の許可を受けていることを証明したものであること。

3 競争参加資格の提出場所、契約条項を示す場所

〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和4丁目9番3号
独立行政法人地域医療機能推進機構 埼玉メディカルセンター 3階 経理課 契約係
電話 048-832-4951 FAX 048-822-3602

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3に同じ。(入札説明書の受領の場合には名刺を用意すること)
質疑 2020年4月24日(金) 12:00までに、電子メールにて提出。
電話・口頭での質問は一切受け付けません。
質疑の回答は、2020年4月27日(月)までに電子メールにて回答します。
質疑用メールアドレス: k-yaku@saitama.jcho.go.jp
- (2) 競争参加資格提出期限
2020年5月1日(金) 9時00分(郵送する場合には期限までに必着のこと)
- (3) 入札書及びその他の資料の提出期限、場所(郵送する場合)
期限 2020年5月7日(木) 11時00分 必着
場所 上記3に同じ。
- (4) 開札日時及び場所(開札に参加し、直接提出する場合)
2020年5月14日(木) 13時30分 大会議室3

5 その他必要な事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、上記2の競争参加資格に関する証明書等及び仕様書において定めるものを添付して競争参加資格提出期限内に提出しなければならない。
入札者は開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 「要」
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した物品を納入出来ると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札であって、契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。

- (8) 入札説明会 3月31日15時30分から予定
場所 上記3と同じ

Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Medicine SuppliesRegents
- (2) Time-limit for tender : May 01, 2020 9:00
- (3) Contact point for the notice : Hideyuki Yoshida, Accounting Division,
Japan Community Health Care Organization Saitama Medical Center, 4-9-3
Kitaurawa Urawa-ku Saitama-shi, Saitama 330-0074, TEL048-832-4951